

国の法令等におけるアナログ規制の見直し事例集

No.	規制類型	見直し期限	事例内容
1	目視	R4年度3月	河川・ダム の巡視・点検
2	目視	R4年度3月	水道施設 の巡視・点検
3	目視	R4年度3月	排出事業者 の処理状況の確認
4	目視	R5年度9月	工場立地 に関する実地調査
5	目視	R5年度12月	高圧ガス を充てんするための容器の附属品に関する外観検査
6	目視	R5年度9月	自動車 の点検整備（日常点検整備）
7	実地監査	R4年度3月	国有財産 の管理事務の監査
8	定期検査・点検	R4年度3月	森林組合 等に係る業務・会計状況の定期検査
9	定期検査・点検	R4年度3月	船員 の労働条件等に関する定期検査
10	定期検査・点検	R5年度9月	自動車 の点検整備（日常点検整備、定期点検）
11	定期検査・点検	R5年度9月	消防用設備 等点検報告制度における定期点検
12	常駐・専任	R4年度3月	産業廃棄物処理施設 における技術管理者等の常駐
13	常駐・専任	R5年度9月	介護サービス事業所 等における管理者等の常駐
14	対面講習	R4年度3月	介護支援専門員 に係る法定研修

No.	規制類型	見直し期限	事例内容
15	対面講習	R4年度3月	地域交通安全活動推進委員 講習
16	対面講習	R5年度9月	司書及び司書補 の講習
17	対面講習	R5年度9月	愛玩動物看護師 国家試験の受験資格取得講習
18	書面掲示	R5年度9月	住宅宿泊事業者 による標識の掲示
19	往訪閲覧・縦覧	R4年度3月	保安林 台帳の閲覧
20	往訪閲覧・縦覧	R4年度3月	地域医療支援病院 における諸記録の閲覧
21	往訪閲覧・縦覧	R4年度3月	解体工事業者 登録簿の閲覧
22	往訪閲覧・縦覧	R4年度3月	社会福祉法人 等の財産目録等の閲覧
23	往訪閲覧・縦覧	R4年度3月	食品衛生 における登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧
24	往訪閲覧・縦覧	R5年度9月	有料老人ホーム の協会会員名簿の閲覧
25	往訪閲覧・縦覧	R5年度12月	意見聴取 の調書の閲覧
26	FD等記録媒体	R5年度12月	土壌汚染対策法 施行規則に規定される報告書等の光ディスクによる提出
27	FD等記録媒体	R5年度12月	栄養士 等の免許の申請手続等の方法

上記目次及び各事例右上記載の「見直し期限」は、デジタル庁HPで公表している「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針のフォローアップ」の掲載時期を指しています。（参考：[アナログ規制見直しの取組](#) | デジタル庁 (digital.go.jp)

例：

工程表	別表1-1265,1266
見直し期限	R4年度 3月

・・・「令和4年度3月見直し期限」のフォローアップに掲載



○概要

- ✓ 河川・ダムを維持又は修繕するための巡視・点検について、目視以外によるデジタル技術を活用した方法の内容が明らかでなかったところ、**通知を発出し、技術等を用いた点検方法の活用を明示**するとともに、技術カタログの作成・公表を周知することにより、目視と同等又はそれ以上に河川・ダムの状態を把握することが可能なAI等の**新技術の活用**を促進
- ✓ これにより、インフラ管理の効率化及び安全性の向上を実現



○具体的な見直し方法

<p>通知の発出等 による 解釈の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」を発出し、デジタル技術を用いた点検・巡視方法の活用を明示○ 「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（令和5年3月）（抜粋）<ul style="list-style-type: none">3.3 点検手法<ul style="list-style-type: none">(1) 手段<ul style="list-style-type: none">・ 点検は目視その他適切な方法により行うこととする。・ なお、その他適切な方法とは、点検者自らの目視と同等、または、同等以上に、状態の把握が行えると判断した技術等を用いた点検の方法とする。（以下、これを含め「目視」による点検や、「目視点検」として取り扱う。）・ 点検や河川巡視等の実施時には、従来技術の向上や、近年の新技術の進展を踏まえ、「河川点検技術カタログ」に掲載された技術等の積極的な活用による、現場作業の効率化・高度化に取り組むものとする。
----------------------------------	---

URL : [01_teibou_tenkenhyouka_youryou_r503.pdf\(mlit.go.jp\)](http://01_teibou_tenkenhyouka_youryou_r503.pdf(mlit.go.jp))

(参考) 河川点検技術カタログ : [河川点検技術カタログ - 国土交通省水管理・国土保全局\(mlit.go.jp\)](http://河川点検技術カタログ-国土交通省水管理・国土保全局(mlit.go.jp))

【参考】

河川法施行令

(河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第9条の3 (略)

- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の**巡視**を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、**目視**その他適切な方法により行うこと。

○概要

- ✓ 水道施設を維持及び修繕するための巡視・点検について、目視以外によるデジタル技術を活用した方法の内容が明らかでなかったところ、**省令の改正及び通知の発出**により、目視と同等又はそれ以上の方法として、AI等の新技術を用いた評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことを促進
- ✓ これにより、インフラ管理の効率化及び安全性の向上を実現



○具体的な見直し方法

<巡視>
通知の発出
による
解釈の明確化

- ✓ 「水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）」（令和5年3月22日付け薬生水発0320第1号）を発出し、「巡視」については、遠隔での確認行為も認められる旨を明確化

○水道法施行規則の一部について（水道施設の維持及び修繕関係）（抜粋）

第3 新技術の活用について

第17条の2第1項第1号における巡視については、現場へ赴く巡視はもとより、それと同等以上の状態把握ができる方法による遠隔での確認行為も巡視にあたる。

また、遠隔による巡視や目視と同等以上の方法による点検にあたっては、水道施設を良好な状態に保てることを前提として、人による評価や判定の全部又は一部の代わりにAI等の新技術を用いて、評価や判定の精緻化、自動化・無人化を行うことが期待できる。

こうしたことを踏まえ、点検（調査・診断）を含む維持・修繕の実施に際しては、効率性や客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討することが望ましい。特に、無人航空機（ドローン）や遠隔操作型無人潜水機（ROV）の映像など、目視点検の代替となり得る測量調査技術が目覚ましい発展を見せており、積極的に活用することが望まれる。

なお、具体的な新技術の活用事例として、公益社団法人水道技術研究センターにおいて「水道における新技術事例集」がとりまとめられているので、参考にされたい。

URL : [【通知】水道法施行規則の一部を改正する省令について \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/notice/notice_0000001011.html)

- ✓ 「水道法施行規則」（昭和32年厚生省令第45号）を一部改正し、水道事業者の負担を軽減する観点から、目視と同等以上の方法による「点検」が可能であることを明確化

○水道法施行規則（令和6年4月1日施行）（抜粋）

（水道施設の維持及び修繕）

第17条の2 法第22条の2第1項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

改正後

- 一 (略)
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと
- 三・四 (略)

改正前

- 一 (略)
- 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 三・四 (略)



<点検>
省令改正
による
解釈の明確化

○概要

- ✓ 事業者が排出した産業廃棄物の**処理状況の確認**について、**通知の発出**により、実地に赴く方法に限らず、**オンライン会議システム等の技術を活用した遠隔による確認を可能とする旨を明確化**
- ✓ これにより、排出事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



○具体的な見直し方法

通知の発出
による
解釈の明確化

- ✓ 「**デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）**」（令和5年3月31日付け環循適発第23033125号、環循規発第23033110号）を**発出し、デジタル技術の活用による確認を許容する旨を明示**

○デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）（抜粋）

第1 排出事業者の処理状況の確認について (略)

法第3条第1項及び第12条第7項において、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。その処理の状況に関する確認にあたっては、処理を委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理工程等について処理業者とコミュニケーションをとりながら確認を行うことや、公開されている情報について不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求めることなど、法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認することが重要である。

当該確認の方法については、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができるのであれば、**実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である。デジタル技術を活用した確認の方法としては、例えば、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが考えられる。**

また、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になることがない認められる場合であって、上記のとおり廃棄物の適正な処理について実質的な確認が可能である場合は、同一の産業廃棄物処理業者に処理を委託している複数の排出事業者が共同してデジタル技術の活用により廃棄物の処理の状況を確認することは妨げられるものではない。

【参考】

URL : <https://www.env.go.jp/content/000125691.pdf>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2・3 (略)

(事業者の処理)

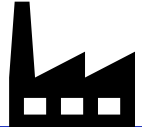
第12条 1～6 (略)

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する**確認**を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8～13 (略)

○概要

- ✓ 工場立地に関する調査に当たっては、工場適地の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を**実地で調査**するとしていたところ、**ホームページや事務連絡により、実地の調査を実施する場合にデジタル技術（高精度カメラやドローン等）の活用が可能である旨を明確化**
- ✓ これにより、事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



○具体的な見直し方法

ウェブサイトへの掲載による解釈の明確化

✓ 工場立地に関する実地調査について、デジタル技術の活用等が許容される旨をホームページに掲載し明確化

関連法令

法律

- 工場立地法（平成29年4月1日施行）（PDF形式：229KB）

政令・省令・告示・通知・ガイドライン等

【政省令】

（中略）

【通知・ガイドライン】

- 工場立地法運用例規集（平成29年4月1日施行）（PDF形式：1,995KB）
- 企業立地促進法に基づく緑地面積率等の特例措置に係る市町村条例制定のガイドライン（平成19年7月）（PDF形式：740KB）
- 地域未来投資促進法に基づく工場立地法の特例措置に関する条例制定のガイドライン（平成29年9月）（PDF形式：710KB）
- 工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第2項及び第4項に規定する実地の調査について（令和5年10月）（PDF形式：113KB）**
- 東日本大震災で被災した特定工場に関する事務連絡（平成23年4月18日付）（PDF形式：138KB）

工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第2項及び第4項に規定する実地の調査について

令和5年10月3日
経済産業省経済産業政策局
地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

環境省大臣官房環境影響評価課

工場立地法第2条第2項又は第4項に基づき実地の調査を実施する場合には、令和4年6月9日付け閣議決定「デジタル社会の形成に向けた重点計画」に基づき、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して行うものも含むこととする。

【参考】

URL : https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/anarogukiseiminaoshi.pdf

工場立地法

（工場立地に関する調査）

第2条 経済産業大臣（工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第1項及び第15条の3において同じ。）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を**実地に調査**し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

3 （略）

4 第1項の工場立地に伴う公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域で調査をすべきものを**実地に調査**し、当該地区及びその周辺の地域に係る地形、風向、潮せきその他の自然条件並びに土地利用の現況、環境保全及び開発整備の方針その他の社会的条件に関する資料を収集し、並びにその**実地調査**の結果及び収集した資料に基づき、電子計算機、模型その他の機械及び装置を使用して解析をすることにより行なう。

事例5. 高圧ガスを充てんするための容器の附属品に関する外観検査

見直し方針	86,89,92 (告示)
見直し期限	R5年度12月



○概要

- ✓ 高圧ガスを充てんするための容器の附属品に関する外観検査について、目視等の方法により行うとしていたところ、ホームページに文書を掲載し、遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない旨を明確化
- ✓ これにより、事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



○具体的な見直し方法

ウェブサイト
への掲載
による
解釈の明確化

- ✓ 高圧ガスを充てんするための容器の附属品に関する外観検査について、デジタル技術の活用等が許容される旨をホームページに掲載し、明確化

ガイドライン等

※「防塵」に係る規制に関しては、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の指針をご参照ください。

- 高圧ガス保安法逐条解説 (高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令) (PDF形式: 7,143KB)
- 高圧ガス保安法逐条解説 (一般高圧ガス保安規則) (PDF形式: 7,062KB)
- 高圧ガス保安法逐条解説 (追補 一般高圧ガス保安規則第7条の4関係) (PDF形式: 325KB)
- プラント保安分野AI信頼性評価ガイドライン 第2版
- プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン
- プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン・活用事例集・目視検査の代替に関する考案
- データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版
- IoTセキュリティ対応マニュアル産業保安版
- 水素燃料電池ドローンにおける高圧ガスの安全に関するガイドライン
- 防塵ドローンの要件に関するガイドライン
- デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について (PDF形式: 530KB) (New!)



デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について

制定 令和6年1月29日
産業保安グループ 高圧ガス保安室

(中略)

これを受けて、高圧ガス保安法令等について、下記のとおり整理しました。
なお、本整理や上位の政省令等について、今後も不断の見直しを行う予定です。

(中略)

記

(1)「目視規制」について

別表1に掲げる告示における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。
なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

別表1 (目視規制関係)

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商 産業省告示第150号	第24条第2号、第27条、第28条の3

【参考】

URL : https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/240129_koatsu-desitaltsuti.pdf

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (一般附属品の外観検査)

第24条 附属品（半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。以下「一般附属品」という。）の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。

- 一 (略)
- 二 目視又は拡大鏡を使用する等の方法により行うこと。



概要

- ✓ 自動車の点検整備の実施に当たっては、目視等による日常点検整備を行うとしていたところ、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両の増加等を踏まえ、告示を改正し、目視によらずデジタル技術を活用して点検することが可能である旨を明確化
- ✓ これにより、日常点検に係る自動車使用者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



具体的な見直し方法

- ✓ 「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年3月14日付け国土交通省告示第317号）を一部改正し、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、新たな自動車技術（OBD：車載式故障診断装置等）を活用した点検方法等も認めることを明確化

○「自動車の点検及び整備に関する手引」（令和5年7月1日施行）（抜粋）

2 日常点検の実施の方法
日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
（略）	（略）	（略）
運転席での点検	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしる（踏みしる） ○ （略） ○ （略） ○ <u>電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。</u>

2 日常点検の実施の方法
日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
（略）	（略）	（略）
運転席での点検	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしる（踏みしる） ○ （略） ○ （略） ○ <u>（新設）</u>

告示の改正による見直し

改正後

改正前

（参考）国土交通省プレスリリース：<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001598365.pdf>

【参考】

道路運送車両法

（日常点検整備）

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、**目視等により**自動車を点検しなければならない。

2・3 （略）



○概要

- ✓ 国有財産等の良好な状態での維持及び保存並びに用途に応じた効率的な運用等の監査について、これまでは**実地による実施を求めてきたところ**、**通知の改正**により、**オンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式で実施することも可能である旨を明確化**
- ✓ これにより、監査事務の負担軽減及び効率化を実現



○具体的な見直し方法

通知の改正
による
解釈の明確化

- ✓ 「**国有財産監査指針**」（平成23年5月31日付け財理第2543号）を**改正し**（令和5年3月22日付け財理第764号）、**オンライン方式による監査を許容する旨を明示**

○国有財産監査指針（抜粋）

（別冊）国有財産監査実施手続

第3章 監査の実施

第2節 監査の実施

（監査に係る留意事項）

第16 監査担当官は、**以下に留意し、現地における監査を実施**するものとする。

1～5 （略）

6 往査に当たっては、**現地に赴くことなく、対象財産の状況等を十分把握することができるとともに、相手方との見解・認識に齟齬が生じない場合には、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことができるものとする。**

7～10 （略）

【参考】

URL : https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20110531-2543-14.html

国有財産法

（管理及び処分総括）

第10条 財務大臣は、前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、**実地監査**をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

2・3 （略）

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員に**実地監査**をさせることができる。

国有財産法施行令

（事務の分掌及び地方公共団体の行う事務）

第6条 1～7 （略）

8 第2項第1号の事務若しくは前項の事務に係る国有財産を所管する各省各庁の長は、法第9条第3項の規定により事務を行う都道府県若しくは市町村に対し、当該国有財産に係る法第33条第1項、法第35条第1項若しくは法第36条第1項の規定による事務を行うために必要な資料若しくは報告を求め、又は当該国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分（前項の事務に係る国有財産の場合にあつては維持及び保存に限る。）を適正に行うため必要があると認めるときは、当該国有財産について、**実地監査**をし、若しくは指示をすることができる。

9 財務大臣は、国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分を適正に行うため必要があると認めるときは、法第9条第3項の規定により事務を行う都道府県又は市町村に対し、当該事務に係る国有財産について、**実地監査**をすることができる。

事例 8 . 森林組合等に係る業務・会計状況の定期検査

工程表
見直し期限

別表1-245
R4年度 3月

定期検査



法令

○概要

- ✓ 森林組合等の業務・会計状況に係る定期検査について、通知を改正し、オンラインによる検査結果の報告が可能である旨を明確化
- ✓ これにより、定期検査に係る森林組合等の事務負担を軽減



○具体的な見直し方法

通知の改正 による 解釈の明確化	✓ 「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年9月1日付け23検査第1号）を改正し（令和5年3月28日付け4 検監第1103号）、森林組合等の業務・会計状況に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確化
	○農林水産省協同組合等検査基本要綱（抜粋） 別添4 検査書管理要領（第7の2の（5）関係） 3 管理 （1）～（3）（略） （4） <u>検査書等の送付は、農林水産省行政文書取扱要領</u> （平成23年4月1日付け22文第186号総括文書管理者（大臣官房長）通知）に定める <u>電子メールによる送信又は電子情報処理組織による送信</u> （電子メールによる送信を除く。） <u>で行う</u> ほか、発送の場合は、「書留」、「親展」によって行い、直接手交する場合は、別途受領証（別紙様式2）を徴しなければならない（他省庁への発送において、同取扱要領に定める使送による場合を除く。） ※ なお、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の改正により、漁業共済団体（工程表別表1-234）、漁船保険組合（工程表別表1-235）、農業共済団体（工程表別表1-263）等に係る業務・会計状況の定期検査についても、見直されています。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kensabu/chosei/kensa/kunrei/>

【参考】

森林組合法

（業務又は会計状況の検査）

第111条

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、**毎年一回**を常例として検査をしなければならない。

事例9. 船員の労働条件等に関する定期検査

工程表
見直し期限

別表1-519~528
R4年度3月

定期検査



法令

概要

- ✓ 船員の労働条件等に関する定期検査において、検査要件に適合すると認められた場合に発行される海上労働証書について、**通達を发出し、船舶所有者に対し、証書の電子的な交付が可能である旨を明確化**
- ✓ これにより、船舶所有者の証書交付に係る負担を軽減



具体的な見直し方法

✓ 「**海上労働検査関係事務取扱要領等の一部改正について**」（令和5年2月13日付け国海員第328号）を发出し、**船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付できることを明確化**

○海上労働検査関係事務取扱要領（平成25年5月1日国海運第27号）（抜粋）

通達の发出等
による
解釈の明確化

改正後

4. 検査終了通知をい受けた場合の取扱い
- (1) 定期検査、臨時運行検査の場合
- ① (略)
- ② 海上労働証書等の交付
(中略) **申請者が郵送による紙証書の交付又は電子証書による交付を希望する場合は、次の要領によること。**
- <郵送による紙証書の交付>**
i ~ iii (略)
- <電子証書による交付>**
- i 電子証書システムにより電子署名を付与した海上労働証書等を、パスワード付きで圧縮した上で、申請者が指定するメールアドレスに送付すること。**
- ii メールにて送付する際、申請者に対して受領した旨の返信メールを送信してもらうこと。**
- iii 海上労働証書を交付する場合にあって、申請者が臨時海上労働証書を電子証書により交付を受けている場合にあっては、申請者の受領を確認した上で、電子証書システムにて原証書の無効化を行うこと。**

改正前

4. 検査終了通知をい受けた場合の取扱い
- (1) 定期検査、臨時運行検査の場合
- ① (略)
- ② 海上労働証書等の交付
(中略) **また、申請者が郵送による証書の交付を希望する場合は、次の要領によること。**

(新設)

【参考】

船員の労働条件等の検査等に関する規則

(検査の申請)

第4条 **定期検査**又は中間検査を受けようとする者は、海上労働検査申請書（第2号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

(添付書類)

第5条 海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 **定期検査**を初めて受ける場合は、次の書類

事例10. 自動車の点検整備（日常点検整備、定期点検）

工程表 別表1-569,570
見直し期限 R5年度 9月

定期検査



法令

概要

- ✓ 自動車の点検整備の実施に当たっては、**1日1回の目視等による日常点検整備及び定期点検整備**を行うとしていたところ、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両の増加等を踏まえ、**告示を改正し、デジタル技術を活用することが可能である旨を明確化**
- ✓ これにより、定期点検に係る自動車使用者及び事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



具体的な見直し方法

- ✓ 「**自動車の点検及び整備に関する手引**」（平成19年3月14日付け国土交通省告示第317号）を一部改正し、**目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、新たな自動車技術（OBD：車載式故障診断装置等）を活用した点検方法等も認めることを明確化したことで、効率的・効果的な方法により規制目的を達成**

○「自動車の点検及び整備に関する手引」（令和5年7月1日施行）（抜粋）

告示の改正による見直し

3 定期点検の実施の方法
定期点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検時期	点検の実施方法
キ制 動 装 置 （ ブ レ ー	（略） 駐車ブレーキ機構	（略）	（略） ○ （略） ○ （略） ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。

3 定期点検の実施の方法
定期点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検時期	点検の実施方法
キ制 動 装 置 （ ブ レ ー	（略） 駐車ブレーキ機構	（略）	（略） ○ （略） ○ （略） ○ （新設）

<スキャンツールを用いる場合>○ スキャンツールの接続部を**車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検**します。
<識別表示を用いる場合> （略）

【参考】

（参考）国土交通省プレスリリース：<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001598365.pdf>

道路運送車両法

（日常点検整備）

第47条の2 （略）

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、**一日一回**、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

（定期点検整備）

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる**期間ごと**に、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

事例11. 消防用設備等点検報告制度における定期点検

工程表
見直し期限 別表1-56,57,59,61,62
R5年度9月

定期検査



法令

○概要

- ✓ 火災時にその機能を発揮することができるよう、消防用設備等や特殊消防用設備等について**定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告**を義務付けているところ、**通知を发出し、デジタル技術等による技術代替を可能とする旨を明確化**
- ✓ これにより、事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について（通知）**」（令和5年10月6日付け消防予第568号）を**发出し、消防用設備等の定期点検について、技術中立性を確保した形でデジタル技術等による技術代替を可能とする旨を明確化**

○消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日付消防予第172号）の別添

通知の发出
による
解釈の明確化

改正後

消防用設備等の点検要領

点検要領は、次のとおりとする。
なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。
第1～第36（略）

改正前

消防用設備等の点検要領

第1～第36（略）

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防予第568号
令和5年10月6日

消防庁予防課長
(公印省略)

URL : https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/231006_yobou_568.pdf

【参考】

消防法

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、**定期に**、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

事例12. 産業廃棄物処理施設における技術管理者等の常駐

工程表
見直し期限 別表1-251~253
R4年度 3月



法令

○概要

- ✓ 廃棄物処理施設において技術管理者等が常駐することを求める規制について、**通知を発出し、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずる等の条件の下で、情報通信機器を用いて遠隔で職務を行うことが可能であることを明確化**
- ✓ これにより、業務の効率化、働き方の選択肢の拡大を実現



○具体的な見直し方法

通知の発出
による
解釈の明確化

✓ 「**デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）**」（令和5年3月31日付け環循適発第23033125号、環循規発第23033110号）を**発出し、デジタル技術を用いた遠隔実施が可能である旨を明確化**

○ 「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」により、「産業廃棄物処理対策の強化について」（平成2年4月26日付け衛産31号）を一部改正

- ・産業廃棄物処理対策の強化について（抜粋）

改正後

4. 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について
 (1) (略)
 (2) (中略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を**置き**、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。
 なお、**技術管理者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとして差し支えないが、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなどその職務の遂行の徹底を期すこと。**

▶

改正前

4. 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について
 (1) (略)
 (2) (中略) また、技術管理者を置かなければならない施設以外の施設であつても、維持管理に関する技術上の業務を担当すべき者を**常駐させ**、その者が搬入物管理を行うよう指導すること。
 なお、技術管理者を置かなければならない施設には、**専従の技術管理者が常駐していることが必要**であり、その徹底を期すこと。

【参考】

URL : <https://www.env.go.jp/content/000126058.pdf>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(技術管理者)

第21条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を**置かなければならない**。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

事例13. 介護サービス事業所等における管理者等の常駐

工程表
見直し期限

別表1-50、別表2-90ほか
R5年度 9月



法令

○概要

- ✓ 介護サービス事業所等においては、事業所等ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないとされていたところ、常勤の管理者の「常駐」について運営基準上明示されていなかったことから、事務連絡を发出し、介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である旨を明示
- ✓ これにより、管理者の負担の軽減を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について**」（令和5年9月5日付け事務連絡）を发出し、**介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能である旨を示し、運用を明確化**

- 「情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について」（抜粋）

介護サービス事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）の管理者については、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第6条及び第28条など、各サービスの人員や運営に関する基準において、

- ・ 原則として、介護事業所等ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されなければならない、
- ・ 管理者の責務として、従業者及び業務の管理並びに従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならないこととされています。

（略）管理者による情報通信機器を活用した遠隔での業務の実施（以下「テレワーク」という。）に関する考え方を下記のとおりお示しすることとしましたので、その内容について御了知いただくとともに、管内の介護事業所等に対して御周知いただきますよう、お願いいたします。

記

第1 テレワークに関する基本的な考え方

介護事業所等の管理者は、当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。また、当該管理者が複数の介護事業所等の管理者を兼務している場合にも、それぞれの管理に支障が生じない範囲内において、テレワークを行うことが可能である。その際、利用者やその家族からの相談対応なども含め、利用者に対するサービスの提供や提供されるサービスの質等に影響が生じないようにすること。（略）

事務連絡の
发出による
運用の明確化

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>

【参考】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （管理者）

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

○概要

- ✓ 介護支援専門員に係る**法定研修**について、**事務連絡を発出し、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る手続についてもオンラインによる実施が可能であることを明確化し、オンライン研修環境の整備に取り組むよう推進**
- ✓ これにより、実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

事務連絡の 発出による デジタル完結 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和5年3月31日付け事務連絡）を発出し、受講の申込み等に係る手続きについてオンラインでの実施が可能である旨を明確化しオンライン研修環境の整備に取り組むよう推進 ○ 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 2. 介護支援専門員等に係る研修環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修の実施 <p>介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修（中略）に関し、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る手続きについてICT等を活用してオンラインで実施することが可能である。</p> <p>また、厚生労働省において、都道府県、研修実施機関、研修向上委員会及び講師等のそれぞれに求められる役割、機能及び今後の活用に向けた留意点等を整理した「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」を作成し、全国担当者会議や事務連絡等で適時にお知らせしてきたところ。</p> <p>各都道府県におかれては、研修実施機関や研修向上委員会と十分な連携を図りつつ、今後の介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修の実施において、受講の申込みや修了証等の発行を含めたオンライン研修環境の整備に取り組み、介護支援専門員の研修受講負担の軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただくようお願いする。</p>
---------------------------------	---

【参考】

介護保険法

（介護支援専門員証の交付等）

第69条の7（略）

2 介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う**研修**を受けなければならない。ただし、第69条の2第1項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

（介護支援専門員証の有効期間の更新）

第69条の8（略）

2 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う**研修**（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新**研修**の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する**研修**の課程を修了した者については、この限りでない。



○概要

- ✓ 地域交通安全活動推進委員への講習の実施方法について、**通達を发出し、原則としてオンラインによることとする旨を明示**
- ✓ これにより、実施機関の運営の効率化及び受講者の利便性の向上（場所を選ばずどこでも受講可能）を実現



○具体的な見直し方法

通達の发出によるデジタル技術活用の原則化	<ul style="list-style-type: none">✓ 「地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁丁交企発第49号）を发出し、「対面講習」の実施方法について、原則としてオンラインによることとする旨を明示
	<ul style="list-style-type: none">○地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）（抜粋） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>別添</p><p>地域交通安全活動推進委員制度の運営に係る留意事項</p><p>第1 推進委員 1～7 （略） 8 講習 (1) （略） (2) 実施方法 講習は、受講者の利便性に配慮し、原則としてオンラインによることとするが、受講者の要望やインターネット環境の整備状況等を踏まえて柔軟に対応するなど、各都道府県（方面）の実情に応じた方法により行うものとする。</p></div>

URL : https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/20230317_tisuseido_unei.pdf

【参考】

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 (講習)

第8条 公安委員会は、推進委員を委嘱したときは、速やかに、当該推進委員に対し、講習を行うように努めなければならない。

2 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で前項に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められるものに同項に規定する講習の実施を委託することができる。



○概要

- ✓ 司書及び司書補の講習会員の講習については、これまでも受講や受講手続をオンラインで行うことを妨げてはいなかったものの、デジタル技術の活用が許容されていることが不明確であったことから、**通知を発出し、講習の一連のプロセスについてデジタル完結による手段で実施するよう明確化**
- ✓ これにより、実施機関と対象者の作業負担の軽減及び作業の合理化を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**司書及び司書補の講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について**」（令和5年3月31日付け4教地推第164号）を**発出し、講習の一連のプロセスにおいてデジタル完結による手段で実施するよう明確化**

○司書及び司書補の講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（抜粋）

司書及び司書補の講習の受講や手続きのオンライン化は、下記のとおりとしますので、各講習実施機関におかれては、それぞれの実情も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。

記

- 司書及び司書補の講習の受講や受講手続きについては、従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能であり、**司書及び司書補の講習の受講を希望する者のニーズに対応してオンラインでの受講やその手続きができる**よう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、司書及び司書補の講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。
- なお、**受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込、オンライン上で修了証書の発行等**を可能とする場合、収集した個人情報については、適切に管理すること。

通知の
発出による
運用の明確化

【参考】

図書館法

（司書及び司書補の講習）

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

事例17. 愛玩動物看護師国家試験の受験資格取得講習

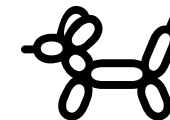
工程表 新規74,75
見直し期限 R5年度9月

対面講習

法令

○概要

- ✓ 愛玩動物看護師国家試験の受験資格取得講習について、講習の受講等におけるデジタル技術の活用について明示されていなかったところ、**通知を发出し、講習の申込み、受講等については、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化**
- ✓ これにより、事業者の作業負担の軽減及び講習受講者の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について**」（令和5年9月29日付け5消安第3774号）を发出し、**愛玩動物看護師国家試験の受験資格取得講習について、オンライン上で行うことを基本とする旨を明確化**

○デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について（抜粋）

5消安第3774号
令和5年9月29日
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

（略）当課所管法令関係の別添の各項目の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、御了知願います。

記

（5）対面講習規制について

別表に掲げる愛玩動物看護師に係る対面講習規制については、デジタル技術の活用について明示されていないが、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、講習受講者の利便性の向上の観点から、**講習の申込み、受講等については、オンライン上で行うことを基本とすることとする。**

通知の发出
による
運用の明確化

【参考】

愛玩動物看護師法

附則

（受験資格の特例）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、第31条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であって、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したもののイ～ニ（略）

事例18. 住宅宿泊事業者による標識の掲示

工程表
見直し期限

別表2-259
R5年度9月

書面掲示



法令

○概要

- ✓ 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに公衆の見やすい場所に定められた様式の標識を掲げなければならないとされているところ、事務連絡を発出し、ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、**当該サイト上での掲示を推奨**
- ✓ これにより、時間や場所を問わず必要な情報を確認できるようになり、利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

事務連絡の発出による解釈の明確化

- ✓ 「住宅宿泊事業者による標識の掲示に関する取扱について」（令和5年9月29日付け事務連絡）を**発出し、定められた様式の標識はウェブサイト上での掲示を推奨**

○住宅宿泊事業者による標識の掲示に関する取扱について（抜粋）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」に基づき見直し・点検を行う中で、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第13条、第55条、第56条及び第60条については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日第6回調査会）（※）」において、「書面掲示規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に当たるものとして盛り込まれたところです。

これを踏まえ、法第13条の規定に基づき住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げる標識については、**ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される**旨、貴管内の住宅宿泊事業者に対し周知徹底いただきますようお願いいたします。

【参考】

住宅宿泊事業法 (標識の掲示)

第13条 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識を掲げなければならない。



○概要

- ✓ 保安台帳の閲覧について、閲覧の際、多くの場合は閲覧所等まで赴く必要があったが、**通知を改正し、デジタル技術を活用した閲覧申請及び閲覧も可能である旨を明確化**
- ✓ これにより、時間・場所を問わず閲覧申請及び閲覧が可能となり、土地取引等における国民の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

通知の改正 による 解釈の明確化	✓ 「 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて 」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号）を改正し、「 閲覧 」について、 電磁的記録を利用する方法を含むものとする旨を明示
	○保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（抜粋） 第9 保安林台帳 1～3 （略） 4 台帳の閲覧 法39条の2第2項の「保安林台帳の閲覧を求められたとき」については、対面により閲覧を求められたときのほか、 インターネットや電子メール等を利用する方法により閲覧を求められたときを含むものとし、<u>閲覧は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）</u>を利用する方法を含むものとする。

URL : https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/attach/pdf/h_low-14.pdf

【参考】

森林法

（保安林台帳）

第39条の2 都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の保安林台帳の**閲覧**を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

事例20. 地域医療支援病院における諸記録の閲覧

工程表 別表2-215
見直し期限 R4年度3月



概要

- ✓ 地域医療支援病院における診療や病院運営等に関する諸記録の医師等から求められた際の閲覧方法について、当該病院まで赴く必要があるか不明確であったところ、**デジタル技術を活用した閲覧も可能であることを明確化**
- ✓ これにより、医師等の迅速かつ簡易な情報取得が実現



具体的な見直し方法

✓ 地域医療支援病院における諸記録の閲覧について、ホームページにおいてデジタル技術の活用が許容される旨を掲載し明確化

ウェブサイトへの掲載による解釈の明確化

健康・医療 代表的なアナログ規制の点検について (デジタル原則)

デジタル庁に設置するデジタル行政推進委員会において、全庁的に代表的なアナログ規制である7項目 (※) に該当するアナログ行為を求められる場合があることとされる法律等の点検を行いました。

※代表的なアナログ規制である7項目

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること (検査・点検) や、実態・動向などを目視によって把握すること (調査)。人、施設の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時目視すること (監視・見張り) を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、監視・見張り等を通じて判定することによって判定している規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること (第三者検査・自主検査) や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること (調査・測定) を求めている規制 (物理的に、常に専門家や関係者に従事することや、職員の従事や事象への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること (1人1現場の紐付け等) を求めている規制)
常駐・専任規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
対面講習規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に提示することを求めている規制
書面提示規制	申請に応じて、又は申請によらず公的機関を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

医療関係者の法律等について点検を行った結果、一部の法律等において、デジタル技術等の活用が許容されているかどうか不明確なものがあったことから、随時の点検を行うために、該当する法律等を掲載することにいたしました。

<該当ファイル>

- 目視規制 (令和5年3月31日更新)
- 定期検査・点検規制 (令和5年3月31日更新)
- 常駐規制 (令和5年6月26日更新)
- 目視講習規制 (令和5年3月31日更新)
- 書面提示規制 (令和5年3月31日更新)
- 対面講習規制 (令和5年3月31日更新)
- 書面提示規制 (令和5年3月31日更新)
- 往訪閲覧縦覧規制 (令和5年3月31日更新)

(注書等)

- ・実地監査規制は該当なし
- ・規制の明確化の観点から、常駐・専任規制は分けて掲載

【往訪閲覧縦覧規制】

○往訪閲覧縦覧規制とは、申請に応じて、又は申請によらず公的機関を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

○phaseの考え方は、以下のとおり

phase 1: 法令等により、対面・書面による「閲覧」「縦覧」は義務付けられているもの、又は法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段 (例えば、インターネット利用による縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる) が許容されていないもの

phase 2: 少なくとも一部のプロセス (閲覧等にかかる一連の手続の一部分をいう) について、法令等でデジタルによることを許容しているもの

phase 3: 全てのプロセスについて、デジタル原則に適合する手段を基本としているもの

No	対象法令	規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
1	医療法第16条の2第1項第5号	地域医療支援病院における諸記録の閲覧	3	当該諸記録の閲覧について、デジタル化を妨げるものではない。	地域医療計画課	令和5年3月31日

【参考】 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei_00015.html

医療法 (管理)

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～四 (略)

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の**閲覧**を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。



○概要

- ✓ 解体工事業者の情報が記載された解体工事業者登録簿について、閲覧の際、都道府県庁まで赴かなければならない場合があったが、**通知を发出し、都道府県のウェブサイト上での公表によるインターネット閲覧を推進**
- ✓ これにより、発注者や元請業者による解体工事業者の選定の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**解体工事業者の登録情報に係るインターネット閲覧の推進について**」（令和5年2月2日付け国不建第537号）を发出し、**解体工事業者の登録情報について、インターネットでの閲覧を推進**

○解体工事業者の登録情報に係るインターネット閲覧の推進について（抜粋）

（略）

貴職におかれては、デジタル化の推進に係る社会的要請も踏まえ、解体工事業者登録簿に記載の事項のうち少なくとも「商号、名称又は氏名及び住所」、「代表者の氏名」、「技術管理者の氏名」、「登録番号」及び「登録年月日」については、国民利便の向上の観点から、**各都道府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表**にご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、同条に基づく解体工事業者登録簿の閲覧については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第8条の規定により、オンラインで閲覧に供することが可能とされています。更なる国民利便の向上、各都道府県の事務負担の軽減の観点から、上記の事項のほか、解体工事業者登録簿に記載の全ての事項について、**各都道府県ウェブサイト上において公表しオンラインでの閲覧を可能とすることについても、積極的にご検討いただきますよう**お願いいたします。

通知の发出によるデジタル技術活用の推進

【参考】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

（解体工事業者登録簿の閲覧）

第26条 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の**閲覧**に供しなければならない。



○概要

- ✓ 社会福祉法人等の財産目録等について、閲覧の際、事務所まで赴かなければならない場合があったが、**事務連絡**を発出し、**メール等の電磁的方法による閲覧を基本とする旨を明確化**
- ✓ これにより、国民の利便性の向上を実現

○具体的な見直し方法

事務連絡の
発出による
運用の明確化

- ✓ 「**社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続**」（令和5年3月22日付け事務連絡）を**発出し、電磁的方法による閲覧を基本とする旨を明確化**
- 「社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続について」（抜粋）

記

社会福祉法人等の以下の書類について、**閲覧の請求があった場合には、メールに電子媒体を添付する方法等（※）、電磁的方法によることを基本とされたいこと**（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等において公表している場合にはこの限りではない。）。

（※）その他、パスワード付きWebページからダウンロードする方法やWebフォーム上で送受信する方法等が考えられる。

 - ・ 計算書類等（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の32第3項及び第4項（法第138条において準用する場合を含む。））
 - ・ 財産目録等（法第45条の34第3項（法第138条において準用する場合を含む。））
 - ・ 会計帳簿（法第45条の25）

（以下略）

【参考】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf>

社会福祉法

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第45条の34

1～2 （略）

- 3 何人も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの**閲覧**の請求
 - 二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの**閲覧**の請求



○概要

- ✓ 食品衛生における登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧について、閲覧の際、事務所まで赴かなければならない場合があったが、**通知を发出し、デジタル技術を適切に活用することを明確化**
- ✓ これにより、国民の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について**」（令和5年3月27日付け薬生食企発0327第1号、薬生食監発0327第2号）を**发出し、「往訪閲覧・縦覧規制」や他の規制類型も含めた各規制について、デジタル技術を適切に活用することを明確化**

- 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（抜粋）

通知の发出
による
運用の明確化

記

別添の食品衛生関係の各条項については、これらの条項の規定上、**デジタル技術の活用について明示されておりませんが、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、各条項で規定される管理等が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することは可能**です。

なお、デジタル技術の活用を検討する場合には、例えば、デジタル臨時行政調査会が公表した「講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果」（令和4年10月31日付け初回公表）などが参考となりますので、適宜ご参照ください

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001079528.pdf>

【参考】

食品衛生法
(登録検査機関)
第39条 (略)

- 受検営業者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の**閲覧**又は謄写の請求
 - 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの**閲覧**又は謄写の請求
 - 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求



○概要

- ✓ 有料老人ホーム協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならないとされていたところ、**事務連絡を発出し**、会員名簿を縦覧に供する場合には **Webページ上で確認できる方法など、電磁的方法によることを基本とする旨を明確化**
- ✓ これにより、事業者の作業負担の軽減及び作業の効率化を実現



○具体的な見直し方法

事務連絡の
発出により運
用の明確化

- ✓ 「**会員名簿に係る縦覧の手続について**」（令和5年9月26日付け事務連絡）を**発出し**、**会員名簿を縦覧に供する場合には、Webページ上で確認できる方法など、電磁的方法によることを基本とする旨を明確化**

○会員名簿に係る縦覧の手続について（抜粋）

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則(以下「デジタル原則」という。)」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われました。

こうした点検、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、有料老人ホーム協会の会員名簿の縦覧の手続について、下記のとおりいたしますので、その旨周知いたします。

記

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第30条第4項の規定に基づき会員名簿を縦覧に供する場合には、**Webページ上で確認できる方法など、電磁的方法によることを基本とされたい**こと。なお、書面等による縦覧を妨げるものではない旨、申し添える。

【参考】

老人福祉法
（有料老人ホーム協会）
第30条（略）
2・3（略）
4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。



○概要

- ✓ 意見聴取の調書の閲覧について、省令を改正し、調書の閲覧に係る一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化
- ✓ これにより、国民の利便性の向上を実現



○具体的な見直し方法

省令改正
による
明確化

✓ 「有線電気通信法施行規則」(昭和28年郵政省令第36号) を一部改正し、調書の閲覧に係る一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化

○有線電気通信法施行規則(令和5年12月27日施行)(抜粋) ※第8条の新設により条ズレあり

改正後	<p>(調書) 第13条 (略) 2 (略) 3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第13条第1項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第3項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>	←	改正前	<p>(調書) 第12条 (略) 2 (略) 3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第13条第1項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第3項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>
-----	---	---	-----	---

✓ 「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号) を一部改正し、調書の閲覧に係る一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化

○電気通信事業法施行規則(令和5年12月27日施行)(抜粋)

改正後	<p>(調書) 第64条 (略) 2 (略) 3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第13条第1項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第3項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>	←	改正前	<p>(調書) 第64条 (略) 2 (略) 3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第13条第1項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第3項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>
-----	---	---	-----	---

○概要

- ✓ 土壤汚染対策法の規定に基づく報告書等の提出に当たっては、光ディスク及び光ディスク提出書を提出することにより行うことができるとしていたところ、**デジタル手続法第10条第2号の改正によって同法第6条を適用**
- ✓ これにより、オンライン化が可能となり、移動時間及び移動・媒体に係る費用の削減を実現



○具体的な見直し方法

法改正による オンライン化	✓ 「 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法） 」のうち、適用除外を定める同法第10条第2号を改正し、 適用除外には該当せず、同法第6条が適用されることとしたことで、オンライン化を実現 ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（令和5年6月16日施行）（抜粋）			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center; width: 30px;">改正後</td> <td style="padding: 5px;"> (適用除外) 第10条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。 一 (略) 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）第6条及び第7条の規定 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; text-align: center;">改正前</td> <td style="padding: 5px;"> (適用除外) 第10条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。 一 (略) 二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） </td> </tr> </table>	改正後	(適用除外) 第10条 次の各号に掲げる 手続等については、 当該各号に定める 規定は、適用しない。 一 (略) 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等 に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項 又は第7条第1項 の規定に基づき行うことが規定されているものを 除く。 ） 第6条及び第7条の規定	改正前
改正後	(適用除外) 第10条 次の各号に掲げる 手続等については、 当該各号に定める 規定は、適用しない。 一 (略) 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等 に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第6条第1項 又は第7条第1項 の規定に基づき行うことが規定されているものを 除く。 ） 第6条及び第7条の規定			
改正前	(適用除外) 第10条 次に掲げる 手続等については、 この節の 規定は、適用しない。 一 (略) 二 手続等のうち当該手続等 に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信技術を利用する方法 により行うことが規定されているもの（第6条第1項、 第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項 の規定に基づき行うことが規定されているものを 除く。 ）			

【参考】

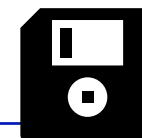
URL : <https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f/>

土壤汚染対策法施行規則 (光ディスクによる手続)

第77条 第1条第2項、第21条の6第1項、第25条の3第1項、第27条の2第1項、第30条の2第1項並びに第42条の2第2項及び第4項の規定による報告書、第3条第4項、第16条第1項、第44条第1項（第50条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第45条第1項、第46条第1項（第50条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第49条の2第1項、第54条及び第60条第1項の規定による申請書、第16条第5項、第19条第1項、第21条の2第1項、第23条第1項、第48条第1項、第51条第1項（第52条において読み替えて準用する場合を含む。）、第52条の2第1項、第52条の5第1項、第52条の6第1項及び第2項、第52条の7第1項、第59条の2第2項第3号イ、第61条第1項、第63条第1項、第64条第1項並びに第74条の規定による届出書並びに第36条の3第1項及び第37条の規定による計画並びにこれらの添付図面及び添付書類（以下この条において「報告書等」という。）の提出については、当該報告書等に明示すべき事項を記録した**光ディスク**及び様式第31の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

○概要

- ✓ 栄養士免許及び管理栄養士免許の申請手続等における書類の提出に当たっては、フレキシブルディスク（フロッピーディスク）を用いることができる」とされていたところ、**省令を改正し、「電磁的記録媒体」という特定の記録媒体を指定しない抽象的な規定に改正**
- ✓ これにより、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応可能



○具体的な見直し方法

- ✓ 「**栄養士法施行規則**」（昭和23年厚生省令第2号）を一部改正し、栄養士免許及び管理栄養士免許の申請手続等で提出する媒体名について、「**フレキシブルディスク（フロッピーディスク）**」から「**電磁的記録媒体**」という**具体の記録媒体を指定しない抽象的な規定に改正**

○栄養士法施行規則（令和5年12月26日施行）（抜粋）

省令改正
による
具体の媒体名
の見直し

改正
後

（電磁的記録媒体による手続き）

第21条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

- 一～九 （略）
- 2 （略）

改正
前

（フレキシブルディスクによる手続き）

第21条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

- 一～九 （略）
- 2 （略）